



各種 支援情報 臨時号

この広報紙は、環境に配慮したバージンパルプを使用しています。



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 令和2年5月29日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
<https://www.city.yachimata.lg.jp/>

市民の皆さま、事業者の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の防止対策にあたり、不要不急の外出自粛など、市民の皆さまには大変なご不便をおかけしておりますが、感染抑止の効果は着実に現れており、この間の皆さまのご協力に対しまして、心から御礼申し上げます。

千葉県内では、新規の感染者数は減少しているものの、未だ先行きが不透明な状況にあることから、市民の皆さまにおかれましては警戒心を緩めることなく、引き続き、3密を避けるための行動と今しばらくの我慢にご協力をお願いいたします。

さて、八街市では、市民の皆さまの収入減や休業の長期化などに伴う、経済的な不安を少しでも解消すべく、国・県による支援のほか、市独自の子育て支援策や中小企業対策を実施することといたしましたのでお知らせします。今後も市民の皆さまに必要な措置を迅速に実施できるよう努力してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

八街市新型コロナウイルス感染症対策本部長 八街市長 北村 新司

<八街市の支援事業>

	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
給付	八街っ子元気アップ支援事業	令和2年5月31日(基準日)時点で、市内在住18歳以下の子ども(平成14年4月2日~令和2年5月31日生まれの子ども)	対象となる子ども1人につき1万円を世帯主に支給	子育て支援課 ☎443-1693
	八街市ひとり親家庭等元気アップ支援事業	令和2年4月30日(基準日)時点で、市内在住の令和2年4月分児童扶養手当の支給認定を受けている方	1世帯あたり3万円を支給	子育て支援課 ☎443-1693
	八街市中小企業元気アップ支援事業	市内に事務所・事業所・営業所を有する中小企業または市内に住所を有する個人事業主で、令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少していること【太字が訂正した箇所】	1事業者あたり10万円を支給	八街市中小企業元気アップ給付金受付担当 ☎312-5092 【問い合わせは、6月1日(月)からです】

<世帯や個人の皆さま>

	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
給付	特別定額給付金	令和2年4月27日(基準日)時点で、八街市の住民基本台帳に記録されている方(外国人の方も住民基本台帳に記録されている方は対象)	1人につき10万円を原則、世帯主に支給	八街市役所 特別定額給付金担当 ☎312-2245
	子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)受給者の方(令和2年3月31日までに生まれた子ども、令和2年3月まで中学生だった新高校1年生を含む)	子ども1人につき1万円を支給	子育て支援課 ☎443-1693
	住居確保給付金	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方(収入要件、資産要件、求職活動等要件あり)	単身世帯に1月あたり37,200円上限で、賃貸住宅の賃貸人、または不動産媒介事業者などへの代理納付	八街市自立相談支援窓口 ☎312-0766
	生活保護	収入が途絶えるなどにより生活が困難になった方	保護が必要な世帯の総収入と、国が定めた保護基準(単身者の生活扶助基準は月額約6万円)とを比較し、不足分を支給	社会福祉課 ☎443-1622
	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスへの支援	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、千葉県の判断により特別支援学校などが臨時休業した場合に放課後等デイサービス事業所の代替えサービスを利用した方	放課後等デイサービス事業所が、電話などで児童の健康管理などを行った場合に算定される報酬にかかる利用者負担を、市が事業所に支払う	障がい福祉課 ☎443-1649
貸付	母子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭または寡婦の方	各種資金を無利子または低利(年1.0%)で貸付	子育て支援課 ☎443-1693
	緊急小口資金(特例貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響により、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	20万円以内を貸付	八街市社会福祉協議会 ☎443-0748
	総合支援資金(特例貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	失業などから生活再建までの間に必要となる生活費(原則3カ月以内)を、複数世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内を貸付	八街市社会福祉協議会 ☎443-0748
猶予・減免	市税の徴収猶予	市税(市民税、県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税)を一時納付することで事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある方	税金を一時に納めることができないと認められる場合は、申請により1年以内の期間に限り、徴収を猶予	納税課 ☎443-1115
	介護保険料の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が一時的に困難となった65歳以上(第1号被保険者)の方	申請により原則6カ月の期間に限り、納付の猶予が認められることがあります。	高齢者福祉課 ☎443-1491
	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれ、後期高齢者医療保険料の納付が一時的に困難となった方	申請により原則6カ月の期間に限り、納付の猶予が認められることがあります。	国保年金課 ☎443-1139

<世帯や個人の皆さま>

	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
猶予・減免	国民年金保険料臨時特例免除・猶予等	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことにより、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる世帯の方	申請し承認されると、国民年金保険料の納付が免除・猶予などになります。申請対象期間は「令和2年2月～6月分」です。7月分以降は再度7月以降に申請が必要です。 ※免除は、世帯の所得状況等によって、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の4種類があります。	国保年金課 ☎443-1139
	水道料金・下水道使用料の支払猶予 【中小・小規模事業者などの皆さまにも適用】	新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難な事情がある使用者の方	申し出により、水道料金・下水道使用料の支払いを猶予します。	ヴェオリア・ジェネツ(株)八街営業所 ☎443-5595 水道課 ☎443-0677 下水道課 ☎443-1440
	高等教育修学支援新制度 (授業料等減免+給付型奨学金の支給)	住民税非課税世帯・準する世帯の学生 (4人世帯の目安年収～380万円)	授業料・入学金の免除または減額+給付型奨学金の支給。申込案内を学校から受け取り、必要書類を学校に提出。奨学金はインターネットで申し込み。	日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301

<中小・小規模事業者などの皆さま>

	制度の名称	対象世帯・対象者	支援内容	問い合わせ先
給付	千葉県中小企業再建支援金	千葉県に「主たる事業所」を有する中小企業者であり、令和2年1月から7月までのうち、任意のひと月の売上が前年同月と比較して50%以上減少していること	1事業者あたり10～40万円を支給	千葉県中小企業再建支援金センター ☎0570-044894
	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年の同月と比べて50%以上減少している事業者	法人の場合は200万円を支給 個人事業者の場合は100万円を支給	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
助成	雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小は余儀なくされ、労働者に対して一時的に休業、教育訓練等を行った事業主	労働者1人1日あたり8,330円が上限 助成率は、大企業3/4、中小企業9/10 (解雇等を行う場合は、大企業2/3、中小企業4/5)	ハローワーク千葉 ☎242-1181
	小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)	臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じた労働者に有給休暇とは別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	令和2年2月27日～6月30日の間に、有給の休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(1日あたり8,330円が上限)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
	小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	臨時休校等に伴い、子どもの世話をを行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	令和2年2月27日～6月30日の間に、就業できなかった日について、1日あたり4,100円(定額)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
貸付	セーフティネット支援 (市町村認定枠4号)	3カ月以上継続して事業を行っており、新型コロナウイルスによる影響を受け、1カ月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2カ月も同様の見込みである中小企業・小規模企業者	資金使途は、運転資金と設備資金で、8,000万円以内が融資限度額です。 融資の申込みは、市長の認定を受けた後、取扱金融機関で融資の申し込みを行います。	商工観光課 ☎443-1405
	セーフティネット支援 (市町村認定枠5号)	国が指定する業種の事業を行っており、最近3カ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少、または、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者	資金使途は、運転資金と設備資金で、8,000万円以内が融資限度額です。 融資の申込みは、市長の認定を受けた後、取扱金融機関で融資の申し込みを行います。	商工観光課 ☎443-1405
	セーフティネット支援 (危機関連保証枠)	新型コロナウイルス感染症の影響により、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としており、原則として、最近1カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業事業者	資金使途は、運転資金と設備資金で、8,000万円以内が融資限度額です。 融資の申込みは、市長の認定を受けた後、取扱金融機関で融資の申し込みを行います。	商工観光課 ☎443-1405
	農林漁業セーフティネット資金	主業農林漁業者などであって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している、または来すおそれのある方	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金として、貸付限度額は1,200万円。	日本政策金融公庫千葉支店 ☎238-8501
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者(農業経営改善計画を作成して市長の認定を受けた個人・法人)	農業経営改善計画達成に必要な資金として、貸付限度額、個人3億円、法人10億円。	日本政策金融公庫千葉支店 ☎238-8501
	経営体育成強化資金	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画または経営改善計画を融資機関に提出された方	経営改善資金計画または経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金として、貸付限度額は、個人1億5千万円、法人・団体5億円以内。	日本政策金融公庫千葉支店 ☎238-8501
農業近代化資金 (新型コロナウイルス感染症)	認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など	意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金として、貸付限度額は個人1,800万円、法人・団体2億円。貸付当初5年間は実質無利子。	印旛農業事務所 ☎483-1129	
猶予・減免	厚生年金保険料等の猶予	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主(令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象)	1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。年金事務所へ申請書の提出が必要です。	幕張年金事務所 ☎212-8621
	国税の納付の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合	申請により、1年以内の期間に限り、徴収を猶予	国税局猶予相談センター(東京国税局) ☎0120-948-271

令和2年5月20日時点の支援情報です。新たな支援制度については、市ホームページや広報などでお知らせします。各種制度の詳細については、各担当課などにお問い合わせください。